

会 議 録

会議の名称		第2回学区審議会（島名・香取台小通学区域変更）			
開催日時		令和7年1月17日（金） 開会 15：00 閉会 16：30			
開催場所		つくば市役所 コミュニティ棟 会議室1			
事務局（担当課）		教育局 学務課			
出席者	委員	大西秀重、塚本明、荒井克彦、木場綾子、遠藤実、飯塚美佐子、青木真矢、山田彩佳、小森谷さやか、瀧川福実、星野浩一、星野建仁、中島茂行、藤井穂高、樋口直宏			
	事務局	教育局長 吉沼正美、学び推進課参事 小野尚文、教育施設課課長補佐 矢口一三、学務課課長 笹本昌伸、学務課係長 大友博幸、学務課主査 渡邊美樹			
公開・非公開の別		☒ 公開	☐ 非公開	☐ 一部公開	傍聴者数 0人
非公開の場合はその理由					
議題		(1) 通学区域変更の境界について (2) 指定学校変更可能区域について			
会議録署名人			確定年月日	年 月 日	
会議次第	1 開 会 2 議 事 (1) 通学区域変更の境界について (2) 指定学校変更可能区域について 3 閉 会				

<審議内容>

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から島名・香取台小通学区域変更に関する第2回目の学区審議会を開催いたします。本日の審議会は、AIにより議事の文字起こしを自動で行うシステムを使用しております。このため、大変お手数ですが、ご発言の際は必ずマイクをご使用くださいますようお願いいたします。マイクの下スイッチを押していただき、マイク中央部のランプが青く点灯しましたら使用できますので、よろしくお願いいたします。

さっそく議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、学区審議会条例第6条第2項の規定によりまして、藤井会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議 事

会長：それでは、会議の進行をさせていただきます。つくば市学区審議会条例第6条第3項の規定により、審議会の開催は委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は委員17名中15名の出席により、本会議は成立していることを報告いたします。本日の傍聴者はいません。それでは議事に入ります。前回の審議会では、島名小学校の児童数増加が見込まれている中で、増築するスペースが小さいということで、学区の見直しを行い、香取台小学校を増築するという方向で進めていこうということになりました。本日の審議会では、学区変更の境界となる部分をメインに審議していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。まずは議事の1として通学区域変更の境界について、事務局から説明をお願いします。

事務局：まずは資料1の説明に入らせていただく前に、前段部分として指定学校を選択できる区域について簡単にご説明させていただきます。今回、通学区域の境界について御審議いただく中で、前回の審議会でもお話がありましたよ

うに、どこで区切っても同じ区会の中で指定学校が島名小学校になる方、香取台小学校になる方が出てきてしまうかと思います。そこで、そういった区会への対応といたしまして、指定学校変更可能区域というものについても、御審議いただきたいと考えています。この指定学校変更可能区域というのは、指定学校はあるけれども、申請すればもう一方の変更可能な学校に就学することができる区域で、いわゆる学校の選択制のようなかたちをとっている区域です。こちらについては、後ほど資料 3 で詳しく説明させていただきますが、そういった対応についても審議していただくという前提で、まずは資料 1 について御説明いたします。

資料 1 は、1-1 と 1-2 の A 3 サイズ 2 枚の地図になります。また、併せて資料 2 も御覧いただければと思います。1-1 は、当初の諮問書で提示した通学区域の境界になります。諮問書については、前回お配りしたものと同じものですが、参考資料として配布させていただきましたので、そちらをご参照いただければと思います。現在の香取台小学校区は、中央の黒い太線までです。この場合、資料 2 にも記載のとおり、境界となる道路は坂東線の島名・上河原崎線となり、薄いオレンジでお示ししているのが、中西区会です。この案の場合、中西区会の中に境界となる道路が通っているかたちになります。参考としまして、ここを境界にした場合、資料 2 に記載のとおり学区が変更となる児童は、現状であればおよそ 125 名となります。うち 100 名ほどが万博公園西の児童です。また、中西の区会と隣接する部分、緑で示しているのが飛地の面野井となります。この飛地の面野井から 2 名の児童が中西区会と同じ登校班で島名小学校へ通学しているとうかがっています。次に、資料 1-2 を御覧ください。こちらは、前回の審議会を経て作成した案になります。この場合、資料 2 にも記載のとおり、境界となる道路は紫でお示ししている市道 5-4355 号線と 5-4359 号線となり、香取台に居住する生徒が高山中学校へ通う通学路として使われている道路になります。薄い紫でお示ししているのが、入坪区会です。この案の場合、入坪区会の中に境界となる道路が通っているかたちになります。ここを境界にした場合、資料 2 に記載のとおり学区が変更となる児童は、およそ 130 名

となります。

会長：はい、ありがとうございます。というわけで、資料 1 と 2 についてご説明いただいて、当初の諮問案と、前回の審議を経て新たに作成した案ということで、2 つを地図上に示してもらっています。この案だと、どちらで区切っても区会の中に境界となる道路が通るようなかたちになってしまうということですね。

委員：確認ですが、例えば入坪区会の境界を今回の学区変更の区切りにするとかたちはとれないのでしょうか。

事務局：はい、区会の境界というのが、大まかには道路で区切られてはいるのですが、今までの生活の中でのつながりというものも踏まえて決まっている部分もありますので、道路を挟んではいるけれどもこの世帯は同じ区会に含まれる、一方で道路を挟んでいないけれどもこの世帯は同じ区会に含まれないといったように、複雑になっている部分がございます。そのため、学区のように地図上に示すとなると、どうしても区会の境界で区切るということが難しい状況です。

会長：行政上、学区は地図と文言の両方で示す必要があると思いますので、そうすると区会の境界で区切るのは難しく、やっぱりどこかの区会は分断されるようなかたちになっちゃいますかね。この資料 2 に記載してある、学校が変更となる児童数というのは、どうやって算出している人数ですか。

事務局：こちらは、参考として学齢簿上の児童数を算出したものになります。現在の就学児童数なので、前回の審議会で資料として示した推計の数字とは異なるものになります。

会長：わかりました。どちらを境界としても、そこまで大きな人数の違いはないということになりますかね。今事務局が提示している案では、入坪か中西のどちらかの区会で、ちょうど区切りができるかたちになるんですが、それぞれの区会で、一回目の審議会の後で何か聞いている御意見などがあればおうかがいしたいんですが、いかがですか。

委員：ちょうどこの間、区会の中で新年の集まりがあったところなんですね。

そこでは、今香取台小学校を横目にみながら通り過ぎて島名小学校に通っているので、近くの香取台小学校に通いたいという要望ばかりですね。それから、入坪は新しい方も増えてきている区会でもありますので、小学校に通う年齢の子もよく見かけます。やはり区長の立場としては、区会を分断しないように進めてもらいたいと思いますね。

委員：入坪はどれくらいの人数いらっしゃるんですか。

委員：小学生の数はちょっと把握してないですが、区会の人数としては90名ほどになりますね。香取台小だと思って新しく越してくる方も多いので、やっぱり近い方に通うようになったらいいと思いますね。

会長：中西の区会はいかがですか。

委員：中西区会は、子供会の行事とかを見ていても、児童は数人しかいないですし、増える見込みはあまりないんですが、今は香取台小を通り過ぎて島名小に通っていますし、通学路の歩道が狭くて、交通量もとても多いし、スピードを出す車が多いんです。地図でいうとちょうど中西と書かれているところの少し上、ガソリンスタンドのあたりですね。ここがとても危ないんです。ガードレールなんかもなくて、でも車の抜け道になっているから、できれば、ここを通って学校に行くというかたちが変わればいいなと思っています。だからこそ、距離としても、安全面としても、やっぱり香取台小に通いたいと思ってますね。あとは、やっぱり島名の中での地域の成り立ちというか、背景としてそういったつながりがあるので、できれば分断しないでもらいたいですね。

会長：はい、わかりました。ありがとうございます。となると、区会としても香取台小学校の学区に変わることに关しては概ね同意していただけた感じがですかね。では、境界としては事務局が示してくれた資料1-2のようなかたちで区切るということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では次に、(2)指定学校変更可能区域について審議していきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局：はい、事務局です。続きまして、先だってお話した区会の中で学区が分かれた場合の対応について、ご審議いただければと思います。資料2の下段に

あります2の部分をご覧ください。まず、現在のつくば市における学区外就学許可基準の中で、区会に関する許可基準の部分をご説明いたします。この許可基準の中で、「学区外の自治会に加入している場合」という基準を設けています。そのため、各区会で加入証明書を作成していただければ、同じ区会の中で同じ学校に就学することができるようになっていきます。ただ、こちらの基準ですと、新たに引っ越してきて、入坪区会の地域内に住んではいるけれども、区会に入っていないような方は、許可の対象から外れてしまいます。

そこで今回は、次に説明する「指定学校変更可能区域」を設けるかたちで対応するのが良いのではないかと考えています。この指定学校変更可能区域とは、特定の区域に居住する児童について、指定学校とは別に変更可能な就学先を設けており、指定学校変更の申立をすることで、就学先を変更することができるものです。資料3をご覧ください。こちらが現在定めている指定学校変更可能区域の一覧になります。例えば、春日1丁目は指定の就学先が春日学園義務教育学校となっています。ですが、申立書を提出いただくことで吾妻小学校にも就学することが可能です。許可申請とは異なり、申立てをした時点で就学先の変更が決定するというかたちになります。今回の場合だと、例えば大字島名の中で、島名十字路の前の道路より南側を指定学校変更可能区域に指定するというような、そういったかたちで指定学校の変更ができる区域を設けさせていただくと、例えば、入坪の区会の中でも分断が起きずに、また、区会に入っていないような新しく引っ越しされてきた方についても、同じ学校に就学することができるようになるのではないかと思いますので、この辺りについて、皆様に御審議をいただければと思います。

会長：はい、ありがとうございます。ということで、一応学区の境界となる線は引きましたが、そうするといろいろ不都合が出てくるので、今度は指定学校変更可能区域をどこにするのかということについて、ご審議いただきたいということになります。入坪区会のあたりはそれに該当すると思うんですが、今お話いただいたのは、事務局の1つの案というか、例とすると、この島名十字路の、地図でいうと道路より下の部分を、指定学校変更可能区域とするということも

考えられるし、入坪区会っていう一定の範囲に限定することもできるということなんですが、そうすると、本当に島名小学校の前までってことになっちゃうのでね。それがどうなのか、そのあたりどうですかね。率直にご意見いただけるとありがたいんですが。

委員：確認なんですが、この指定学校変更可能区域に指定する地域というのは、入坪区会といったそういう区会名では指定できないということによろしいですか。

事務局：はい。事務局です。今おっしゃっていただいた通りどうしても地図上に落とせないものについて、私たち行政側でも「私は入坪区会です。」と言われたときに判別できないというところもございます。そういったところと、また、新しくお住まいになった方は区会に入っていらっしゃらない方であったりとか、地理的な関係でちょっと離れてるけれど入坪区会の方とか、入坪だけに限らないのですけども、やはり区会というのがそういった場所だけにとどまらない生活のつながりという中でありますので、なかなかこの変更可能区域というものを、区会で指定することが難しいというのは、行政上の都合ではございますけれども、そういった事情がございます。

委員：わかりました。その上で、先ほどの例でいうと、どういった枠になるんでしょうか。島名十字路の南側ということになると、下河原崎なども全部島名小が選択できる区域になってしまうんですかね。そういったかたちにならないようにするには、どういった表現になりますか。

事務局：例として挙げましたように、大字島名の中で、島名十字路よりも南側というような区切りというか表現にすると、下河原崎などは入ってこないかたちになるんですね。大字島名は地図上の川の東側あたりまでになってくると思うので、その大字島名の中で、この道路よりも南側といったような範囲になってくるかなというふうに考えています。

委員：そう区切ったときの、今の児童数ってどのぐらいなんですか。

事務局：島名全体の児童数がこの下の方も全部含めて35名ほどなんですね、この今区切ろうとしている線より上という形になると、10名ほどの方がいらっし

やるかたちですね。

委員：ということは、入坪区会に入っていない大字島名の島名十字路よりも南側の人っていうのはそういないということになると思うんですけども、確かに目の前が島名小なので、少しおかしい感じもしますね。

会長：どうぞお願いします。

委員：すみません、区会で申し上げますとですね、おそらくこの紫で引いていただいた区域が入坪で、その紫より北にあります島名郵便局からですね、島名小周辺は東坪という別の区会なんですね。さらに、香取台小学校の上に新興住宅地があるんですが、赤線より少し左部分というのは中台という区会の一部がそこに入っているっていうかたちで、区会としてもですね、全部が入坪ではなくて、紫の部分が入坪で、その上が東坪という区会、あとその右側が中台という区会ですね。そういったかたちで区会の区域が分かれているんですね。

会長：わかりました、ありがとうございます。そのあたり、どうしますかね。

委員：すいません。この香取台小学校の西側あたりにお住まいの方は、この際区会に入っていていただくっていうのは難しいんでしょうかね。やっぱりそういう密なつながりを今は敬遠する動きもありますけれども。

委員：前回の審議会でも少しお話申し上げたのですが、例えばごみの集積所ですね。これは市が設けるのではなくて、区会が、借り上げをしたり、あるいは区会の方が無償で場所を提供したりっていうかたちで、ごみ置き場を設置して、そこを区会で管理してるっていうかたちなんですけど、先ほど申し上げたように、入坪区会の場合は、区会員が持っていた農地を手放して、調整区域に10年特例で新しい住民の方が住宅を建てるといって、そういう部分があります。ですので、最初の頃は区会に入らなくても、道義的に、やはりごみ置き場を提供させていただくっていうかたちをですね、年間5,000円程度の費用は管理費としていただいてるんですけども、そういったかたちをとっていたんですが、さきほど申しましたように、家がどんどん建ってしまっていて、ごみ置き場がもう満杯な状態っていうことがあって、それを前回の総会で、今後は入れないという決議になったんですね。ですから、今までは区会員ではなくてもゴミ置き場を使えたん

だけでも、今後は自前で、ゴミ置き場を考えていただくという、そういうちょっと残念な判断をさせていただかざるをえなかったんです。やはり中にはですね、ゴミ置き場を使いたいということで、区会員になりたいという希望の方もいらっしゃるんですけど。私どもの区域は、島名でも一部二部三部と細かく分かれていて、第一部は地域の消防になっていまして、一部に入ると。

地域消防を担わざるをえないっていう、そういうことから結構敬遠されてしまうんです。そういう問題もあって、区会に入ることに對して二の足を踏む方がほとんどというのが現状ですね。

会長：それでも、この島名十字路より南ってなると今度、東坪区会の方々には何もまだ聞いてないんですよ。どうなんだろう。

委員：東坪区会は、島名十字路のあたりなんですかね。

委員：入坪の北側から、島名小学校周辺までなんですね。東坪の区会まで入ってしまうと、道路を超えて島名小学校まで区域が広がってしまうかたちになりますね。

委員：島名十字路よりも上にも東坪区会の区域があるんですね。そうなるとこう、また区会の中で香取台小と島名小っていうふうにもなってくる心配がありますね。

委員：そうですね。選択ができる地域となると、そういう可能性もあるかもしれないですね。

委員：わかりました。ちょっとどこの範囲かなっていうのをお聞きしたくて。

委員：同じ区会で分かれるのは避けたいですね。

会長：ただ何らかの形で線を引かなきゃいけないってなると、もうちょっと、事務局のご提案の通り、大字島名で島名十字路より南というふうに、指定する以外にないってことなんですかね。

事務局：今回、境界となっているこの市道より北側になると、なかなかこう、東西に横断している道路がないので、ここを横断するような道路ってなってしまうと、どうしても、地図上はこの島名十字路の前の道路までいってしまうかなというところが現状ではあります。

会長：なるほど。そうするとそういうふうを書くしかないですね。それで東坪区会の皆さんには、この指定学校変更可能の地域なので、もちろん島名小学校にも従来通り行けますっていう説明になりますかね。選択できるっていうだけですもんね。そこでしか線を引くしかないですかねえ、ちょっと行政的に地図上で説明できないといけないところなので。

委員：あの、やっぱり東坪区会っていうのは、もっと香取台小に近いところのように先ほどお聞きしましたので、そうなるとやっぱり新しい学校を希望される方は増えるんじゃないかなっていうふうに思います。

先ほどの区会のごみ置き場の件で、例えば調整区域に建てられた新しい世帯には、自前でごみ置き場を用意してもらおうっていうことでしたけれど、ごみ置き場が幾つあってもいいわけですから、近くであっても入坪区会のごみ置き場がもう1個できれば、その区会の中に入れる入れないみたいな問題は解消されて、今回の資料2の2で事務局から提示のあったとおり、区会の中で学区が分かれた場合の対応については従来通り(1)の区会の加入証明書で対応できるということになりますので、何か、その線の可能性も残しておきたいなというところもあります。島名小の目の前の区会も選べるっていうふうになっちゃうと、これ結構な変更になると思うので。大丈夫かなっていう心配がちょっと残るんですけど、皆さんいかがでしょうか。

委員：東坪のお子さんたちって、どういう認識でおられるとかっていうのは把握されてる部分ありますでしょうか。

委員：保護者として、遠い学校に行かせたいっていうのは少ないと思うんですよ。やっぱり、安全面でも近い方がいいですし、わざわざ遠い学校に行かせるよりも保護者は安心だと思うんですよ。郵便局のあたりは、新宅が建っているということもないので、亡くなってそのまま家が残っているような地域で、道路も車が一台通るのが精いっぱいのような広さです。このあたりは、新しく越してくる家もないですし、親の世代もこの地域でずっと育ったような環境がありますから、基本的には馴染みのある近い学校に就学というかたちで、島名小学校に行くのではないかと思います。

委員：ありがとうございます。そうすると、もしそこが指定学校変更可能区域とされても、島名小の目の前にお住まいであれば、基本的には皆さん島名小に行くと考えられますかね。

委員：この紫の線で示してある道は、実際は非常に狭い道なんですよね。地図で見ると太い道路のようになってるんですけど、本当に、車がやっとすれ違うぐらいの道なんです。そこを中学生が通学している、そういう場所で、あんまり大きい道路だと認識されるとちょっと違うかなと思うんですね。

交通量はそんなに多くはないですけどね。ちょうど万博公園西との境になっている部分なんです。それより北の道路ってなると、ここより道幅が広い道路はなかなかなくて、もっと狭いような道路になってきますよね。

会長：わかりました、ありがとうございます。ということで、いろいろお伺いすると、やっぱりあくまでも行政上の区切りとして可能な地域っていうのは、島名十字路より南っていうところで区切って、ただ実際には、東坪の皆さんは、目の前にある島名小に行くんじゃないかっていうような感じですね。だから変更可能区域とするとやっぱり、事務局のおっしゃったようなかたちで、大字島名で島名十字路より南とするというしかないんじゃないですかねえ。もちろん何か他にご意見があれば、いかがですか。

委員：線が引かれて、学校を選べるっていうことは構わないと思うんですけど、学校としては、地区理事というのを設けています。その地区から来ているお子さんの保護者の中で、理事を決めていただいて、通学班の編成であったり、廃品回収の世話をさせていただいている都合上、今のお話だとここを東坪とか、それより北にある関の台に住んでるような方も、香取台へ行くっていうことになればまたちょっといろいろ、その点を学校としては、今後考えていかなければいけないなっていうのを思いました。以上です。

会長：ありがとうございます。では、変更可能区域については、よろしいですか。そういうかたちで進めさせていただきたいと思います。

ということで資料2と3については説明をしていただいたんですが、その他で、今度規模が大きくなる香取台小について、いろいろとご提案があるようです。

委員：はい。香取小学校で昨日保護者にアンケートをとらせていただきまして、学区変更に伴うご意見というものを、募ったところです。いくつか御意見をいただいております、その中でも多かったのが、やはり教室が増えるという部分で、その他の多目的教室であったり、体育館、そしてグラウンドを含めて、その人数で受け容れが大丈夫かというご意見。そして、防災の部分でもですね、人数が増えますので、体育館含めて、そのあたりが大丈夫かというご意見もありました。あとですね、やはり工事が行われますので、本当に小学校の真横での工事になるため、学校へ通っている小学生たちへの影響というものもありますので、その点に配慮した工事計画であったり、そういったものが必要であるという旨、そういったお話等ありましたので、今日、もしよろしければこれ、お渡ししたいと思っておりますので。

終わり次第、事務局へお渡しします。

会長：はい。ありがとうございます。ということでだいぶ香取台小の規模が大きくなるので、その辺りを十分に注視したかたちで、学区が変更になった後にいろいろと考えていただくことが多く出てきますので、それはちょっと次回、何か共有した方がいいですかね。なんかせっかくね、アンケート取っていたいてるのでね。はい。ありがとうございます。あと事務局の方で何か説明していただくことありますか。それから皆さんの方から何か、今までの議論について疑問あるいはご意見等があれば承りたいんですが。どうぞ。

委員：先ほどアンケート結果では、ちょっと趣旨が違うので述べなかったんですけども、一応一番多かった内容としましては、中学校ができるという、認識でございましたけども、それがないということで、そこに戸惑いを覚えるというのが一番多くアンケートでいただいた意見でしたということは、お伝えしておきます。はい。

会長：その点については、こちらの学区審議会ではなくて、つくば市全体の学区審議会を今平行して進めているんですが、そこでも結構御意見をいただいているところなんですよね。ですから、そちらでの議論を聞いていただくってことになると思います。その辺りはまた、つくば市全体の適正配置の審議会で検

討させていただきますので。はい。ありがとうございます。

それでは、今後の答申から通学区域変更までの流れについて事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：はい事務局です。今後の進め方ですが、本日の審議会の審議内容を、事務局の方で答申書の草案としてまずはまとめさせていただければと思います。

そのあと、基本的には第3回学区審議会、この後、もう一度開かせていただいて、最終的な皆様のご意見を伺い調整をして最終的な答申書を作成していきたいということで考えております。

そちらの答申書が完成次第、完成したものについて学区審議会の会長の方から、諮問者である教育長の方へ提出していただくということになってきます。そのあと、これは我々の方で進めていく部分なんですけれども、学校の保護者様、地域の住民の方、そういった方を対象に改めて新たな学区に関する説明会を開催させていただきまして、学区の方は教育委員会の規則で決めているようなところがございますので、予定ですけれども、令和9年度の教育委員会で規則の改正を行って、正式に通学区域を決定するような流れになります。確認なんですけれども、先ほど次回の第3回目の学区審議会の開催ということをお話させていただきましたが、本日の学区審議会の中で、学区の境界線と、その指定学校の変更可能区域をどこにするかというところについては、皆様の合意が得られたのかなと認識しております。そういった中で、例えば1つのやり方として、答申書の素案を皆様と書面等でやりとりさせていただいて、問題事項等あれば指摘いただくというようなやり方も、1つとしてはあるかなとは思っているところであるんですけれども。会議のあり方について、皆様のご意見があれば頂戴したいなと思います。

会長：ということで、今のご提案は、オーソドックスのやり方だと次の第3回のときに答申案を出していただいて、それをこの場でご確認いただいて、修正等して終了ということなんですけど、今のご提案はそこの部分を集まらずに書面等でやりとりする方法もあるということですね。具体的には、どういうやりとりにしますかね。

事務局：もしやるのであれば、メールが使える方についてはメールで、メールのない場合には郵送でご自宅に送らせていただいて、内容についてご意見があればこちらに連絡をちょうだいする、そういったかたちで調整させていただいて、何回かそういったやりとりをして、もし訂正事項があった場合に、それを反映させたものを再度示させていただくやり方もあるのかなとは思ったところではあるんですが。

会長：そうだと、第3回はやらないということですかね。

事務局：基本的にはやっていただくことがまず原則とは思いますが、そうではないやり方としてのご提案になります。第3回の審議会を開催をする場合には、第3回の審議会の中で、疑義等があれば出していただいて、最終的な答申案をまとめていくっていうやり方ですね。

会長：なるほど、わかりました。今回大分決まったところは決まったので、それを文書でお送りして、ご確認いただいて、よければそれで終わりにしようっていうようなこともあり得るっていうことです。どうですか。どちらでも大丈夫ですけれども。みんなで集まる必要がないということであれば個々にお送りしてっていうことでもいいです。文書或いはメールでお送りするっていうのも大丈夫ですか。では、大丈夫そうなのでそういうふうにしていただけますか。

事務局：はい。この後は、我々の方で答申書のまずは草案の方を作らせていただいて、各委員の方にまずはお示しさせていただき、必要があればご意見をちょうだいしながら、適宜修正を図っていくような、そういった流れで、最終的な答申書の案という形で、作成していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：よろしくお願いいたします。事務局の方からの説明は以上でしょうか。はい。わかりました。ではこれで第2回の学区審議会を終了したいと思います。本日もどうもありがとうございました。

（※その後委員から提言があり、第3回も対面形式で実施することが決定した。）

3 閉会

